

○財務省告示第十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百十九回）

二 発行の根拠

の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年法律第六号）第二十一条（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場

ニ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
II 加 場

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| た | 条 | 特 | 千 | 利 | 第 | 発 | 平 | 百 | 利 | 第 | 発 | 平 | 三 | 面 | 行 | 十 | 円 | 兆 | 国 | 項 | の | 二 | 八 | つ | 定 | う | 億 | 額 |
| 利 | 第 | 別 | 八 | 付 | 一 | 行 | 成 | 十 | 付 | 一 | 行 | 成 | 百 | 金 | し | 二 | 、 | 四 | 債 | の | 特 | 十 | 億 | い | に | ち | 円 | 面 |
| 付 | 一 | 会 | 百 | 国 | 項 | の | 二 | 億 | 債 | の | 特 | 十 | 四 | で | た | 条 | 特 | 千 | に | 規 | 例 | 三 | 七 | は | づ | 財 | 額 | |
| 国 | 項 | 計 | 九 | に | 規 | 例 | 十 | 千 | に | 規 | 例 | 三 | 五 | 四 | 付 | 一 | 会 | 三 | つ | 定 | に | 年 | 千 | 、 | 政 | で | | |
| に | 規 | 関 | 十 | つ | 定 | に | 四 | い | に | 関 | に | 万 | 万 | 千 | 国 | 計 | 計 | 百 | は | 基 | す | 度 | 百 | 、 | 法 | 一 | | |
| つ | 定 | す | 億 | い | に | 関 | 百 | て | に | 関 | に | 円 | 円 | 五 | 債 | の | に | は | づ | る | お | 六 | 額 | 、 | 行 | 第 | | |
| い | て | 基 | 円 | 、 | 基 | す | 万 | 、 | づ | づ | す | 、 | 、 | 九 | に | 規 | 十 | 額 | き | 発 | 行 | 十 | 、 | 面 | 第 | 四 | | |
| 、 | づ | 法 | | 額 | き | る | 円 | 額 | き | 法 | る | 、 | 十 | 四 | い | に | 億 | 、 | 額 | 行 | 五 | 万 | 、 | 金 | 第 | 兆 | | |
| 額 | き | 律 | | 面 | 発 | 公 | 、 | 面 | 発 | 律 | 公 | 、 | 十 | 億 | は | 基 | 百 | 、 | 額 | 第 | 万 | 、 | で | 第 | 九 | | | |
| 面 | 発 | 第 | | 金 | 行 | 二 | 、 | 金 | 行 | 第 | 債 | 、 | 四 | 億 | は | づ | 九 | 、 | 額 | 二 | 公 | 、 | 九 | 第 | 千 | | | |
| 金 | 行 | 十 | | 額 | し | 債 | 、 | 額 | し | 二 | の | 、 | 十 | 千 | 額 | 発 | 十 | 、 | 額 | 一 | 債 | 、 | 百 | 一 | 九 | | | |
| 額 | し | 六 | | で | た | の | | で | た | 条 | の | | 千 | 額 | 発 | 六 | 、 | 額 | 一 | 付 | 行 | 成 | 十 | に | 規 | 一 | | |

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 第二期以後の利子

初期利子 入札発行争非者特別参加 価格競争 別加場及国債特 市及び国債特 参加者 別加 価格競争 別加

平成二十三年十二月二十日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成三十三年十二月二十日 利率をその日以前六箇月に属す いて、その日以前六箇月に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎半年六月二十日及び十二月二十 日を、その日以前六箇月に属す 利率をその日以前六箇月に属す 平成三十三年十二月二十日 額面金額百円につき百円 日本銀行

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{11}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規定する期日について同じ。 下、次号及び第十五号において は、その翌営業日に支払う（以 期が銀行休業日に当たるとき た金額を支払う。ただし、支払 期とし、次の算式により算出し 平成二十四年六月二十日を支払 年一パーセント 平成二十四年六月二十日を支払